

# 和解契約書

を甲, ( 番号: ) を乙とし,  
甲乙間において次のとおり和解する。

1 甲は, 乙に対し, 甲乙間の継続的金銭消費貸借契約に基づく過払い金等の返還  
として, 金 万 円の支払義務のあることを認める。

(内訳: 過払い金元利合計分金 万 円, 訴訟費用分金 万 円。)

2 甲は, 乙に対し, 前項の金員を, 平成 年 月 日かぎり,  
下記乙代理人口座にあてて一括にて振り込む方法にて支払う。

## 記

金融機関 銀行 支店 普通預金

口座番号

口座名義 預り金口座 弁護士 木下 学

(アズカリキンコウザ ベンゴシ キノシタマナブ)

3 甲が第1項の金員を前項のとおり支払ったときは, 乙は,

(1) 甲に対するその余の請求を放棄する。

(2) 甲乙間の東京地方裁判所平成 年(ワ)第 号不当利得返還請求  
事件を取り下げる。

4 甲及び乙は, 本和解契約書に定めるほか, 本件に関し, 甲乙間においてなんら  
の債権債務関係も存在しないことを相互に確認する。

5 甲及び乙は, 本和解契約の成立を証するため, 本和解契約書を2通作成し,  
甲乙各1通これを保持する。

平成 年 月 日

甲

(住所)

(氏名)

印

乙 代理人

東京都中央区銀座四丁目5番1号 聖書館ビル6階  
木下学法律事務所 弁護士 木下 学